

## 【刑 法】

問題 次の事例における甲及び乙の罪責を検討しなさい（特別法違反の点を除く）。

深夜まで繁華街で飲酒した後、帰宅しようと思ったら最終電車を逃してしまった甲は、無賃乗車をして帰宅することを決意した。そこに乗客を拾おうと街中を流していたXの運転するタクシーがやって来たので、甲は、合図して同車を停車させた。

乗車した甲は自宅から500メートルほど離れた場所に向かうように指示し、Xはそれに従い1時間ほど同車を進行させた。甲は、指示した場所付近に近付いたことを確認すると、人気のない場所にあるパチンコ屋の駐車場に停車を命じた。現金を持っていない甲は、そのまま逃走しようと考え、「携帯電話で自宅に連絡を取らないと施錠されていて自宅に入れない。しかし電池が切れそうなのでその電話ボックスで自宅に電話をしておきたい」と同駐車場内に設置されている電話ボックスを指し示しながらXに申し向けると、Xは、「遅くまで大変ですね。わかりました」と応じ、甲を降車させるために後部ドアを開け同人を車外に降ろした。ここまでの乗車運賃は9800円になっていた。

降車した甲が5、6歩前に進んだところで突然電話ボックスとは反対の方向に走り出したので、それを見ていたXは、不審を抱いて自分も降車し、「どうしたのだ、電話ボックスに向かうのではないのか」と大声を出すと、それに応えない甲を見て、「やられた、泥棒！」と叫びながらやにわに甲を追いかけ始めた。タクシーの停車位置から200メートルほど離れた駐車場の敷地内でXは甲に追いつき、その背中に手をかけ「料金を払え」と申し向けると、甲は、その支払いを免れるためにXの顔面を振り返りざまに手拳で殴打した。さらにひるんだXの胸元をつかみ手拳で複数回にわたり同人の顔面を殴打し、その後、おもいきり両手でXの胸部を突き飛ばすと、同人は後ろ向きに地面に倒れてしまい後頭部を強く打ちつけ、意識を失ってしまった（後にXは病院に搬送され、脳挫傷により全治3か月と診断された）。

動かないXの様子にひとまず安心した甲は、「今日一日の売り上げも相当あるはずだ。よし、それも頂いて行こう」とタクシーの停車位置まで戻ろうとすると、一台の車が駐車場に入ってきた。甲の側に停車したその車から降車したのは、甲の友人である乙であった。乙が「甲じゃないか、こんな時間、こんな場

所で何をやっているのだ」と申し向けると、甲は、「お前こそ何だ」と笑い、「実は無賃乗車でここまで来たのだが運転手の野郎が追いかけて来たので殴ってやった。あそこに倒れているぜ」と指をさしながら、さらに「これからタクシーの中にある現金を奪って帰ろうとしていたところだ。どうだ、山分けしないか。そのかわり俺を自宅まで送り届けてくれよ」と申し向けると、乙は、「お前も相変わらず悪さをしているな。その話に乗った」と応えた。

甲と乙は、Xのタクシーまで戻ると、甲は運転席付近、乙はダッシュボードを探し、甲は財布、乙は携帯電話を見つけたのでそれらを持ち出し、乙の車に戻るとその駐車場から立ち去った。車内で財布の中身を確認した甲は、財布から現金 40000 円だけを抜き取り、その他カード類の入ったままの財布を走行中の車内から投げ捨てた。車が甲宅の前に着き、甲が乙に「今日は助かった。財布には 40000 円入っていたので半分の 20000 円だ。その携帯電話も何かに使えるだろう」と申し向けると、乙は、「サンキュー、これは貰っとくぜ」と応えながら現金を受け取った。